

会議名称	令和元年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	令和元年5月17日(金) 14時10分から16時10分まで	
場所	杉並区役所 第5・6会議室(西棟6階)	
出席者	委員	長谷川会長、阿部委員、井上委員、鹿野委員、庄司委員、増本委員、三田委員、山崎委員、井原委員、小林委員、島田委員、富田委員、加藤委員、佐藤委員
	実施機関	井上健康推進課長、江川高齢者在宅支援課長、藤山広報課長、大澤オリンピック・パラリンピック連携推進担当課長、青木国保年金課長、馬場産業振興センター次長、阿出川区民課長
	事務局	喜多川情報・行革担当部長、吉川情報システム担当課長、塩畑情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	・資料1 平成30年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 令和元年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項
	当日	・会議次第

【会議内容】

- 平成30年度第5回会議録の確定
- 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第1号	受動喫煙防止対策に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第1号	受動喫煙防止対策に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第2号	受動喫煙防止対策管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
諮問第3号	高齢者虐待情報管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
諮問第4号	広報紙誌の発行・配布システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
報告第2号	オリンピック・パラリンピックのボランティアに関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第5号	オリンピック・パラリンピックボランティア管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
報告第3号	年金生活者支援給付金に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第6号	年金生活者支援給付金に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第7号	年金生活者支援給付金システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定

報告第4号	プレミアム付商品券に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第8号	プレミアム付商品券に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について（新規）	決 定
諮問第9号	プレミアム付商品券に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第10号	プレミアム付商品券に関する業務の外部提供について（新規）	決 定
諮問第11号	プレミアム付商品券データ管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第12号	指定管理者が管理する個人情報の取扱いについて	決 定
一般報告	令和元年度住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画等について	報告了承

会長	<p>本日は御多用の中、当審議会への御出席をいただきましてありがとうございます。ただいまより、令和元年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。</p> <p>まず初めに、組織機構改正及び事務局職員の人事異動について、事務局のほうからお知らせ願います。</p>
情報・行革担当部長	<p>平成31年4月1日に組織機構改正がありまして、事務局が「総務部」から「政策経営部」に移行いたしました。また、「情報・法務担当部長」の職が廃止となりまして、「情報・行革担当部長」の職が新設され、私、喜多川和美が着任をいたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>また、このほかにも事務局職員に異動がありましたので、御紹介をいたします。情報政策課長、塩畑まどかです。</p>
情報政策課長	塩畑です。どうぞよろしくお願ひいたします。
情報・行革担当部長	以上、よろしくお願ひいたします。
会長	次に委員の異動等について、事務局から御案内願います。
情報・行革担当部長	これまで審議会委員として御出席を頂いておりました、河津利恵子氏ですが、この度、区議会議員を御勇退されました関係で、審議会を組織する委員は1名減りまして、20名となりましたことを御報告いたします。
会長	それでは本日の出欠状況について、事務局からお知らせ願います。
情報・行革担当部長	本日の会について、欠席をされる旨の御連絡がありました委員は、石川委員、柴田委員、横山委員、新城委員、水町委員、渡邊委員の計6名です。
会長	<p>それでは本日の議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、既に次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定をまず行います。その後、報告・諮問案件の審議をしまいにしたいと思いますので、お願ひいたします。</p> <p>まず資料1、前回の会議録ですが、事務局のほうから修正、補足説明等があればお願ひいたします。</p>
情報政策課長	私のほうから修正のお願いをしたいと思います。16ページです。上から4行目の中ほどです。「周知徹底していただくようかな」という箇所を、「周知徹底していただくようかな」に修正をお願いいたします。お手数をお掛けして申し訳ありませんが、よろしくお願ひいたします。
会長	<p>そのほか、委員の方で修正等ございますか。</p> <p>特にないようですので、この会議録はただいまの修正を加えて確定とさせていただきます。</p> <p>続いて報告・諮問事項の審議に入ります。まず、情報・行革担当部長、諮問文の読み上げをお願いいたします。</p>
情報・行革担当部長	諮問文を読み上げて会長に渡す。
会長	それでは初めに報告第1号と諮問第1号・諮問第2号、それから諮問第3号、諮問第4号について、事務局からの御説明をお願いいたします。
報告第1号、諮問第1号・第2号 諮問第3号 諮問第4号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	それではただいまの御説明について、御質問のある方はどうぞ。

委員	では1ページ目の報告第1号、諮問第1号・第2号の受動喫煙防止対策に関する業務について、確認をしたいと思います。今回、2ページ目の個人情報登録票の「個人情報の記録の内容」で、「資産の状況」とあるのですが、受動喫煙防止対策に関する業務で「資産の状況」というのが必要なのかなと疑問に思いました。個人情報というのは、不必要な情報を扱うこと自体がやってはいけないと思うのですが、これはどういう理由で必要なのか確認させていただければと思います。
健康推進課長	こちらにつきましては、喫煙可能室の設置条件で、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下であることを確認するということがございますので、そのために設けるものです。
委員	資本金の額や出資の総額ということですね、了解です。そうすると、法人の資産の状況ということで、個人の資産の状況ということではないということですね。
健康推進課長	はい。
委員	一方で4ページ目の電算入力記録票には、「資産の状況」というのが書かれていないのです。電算入力、データとして打ち込まないということだと思うのですが、個人情報登録票にはあって、なぜ電算入力記録票にはないのか確認させてください。
健康推進課長	こちらにつきましては、確認というところに重きを置いていますので、電子計算組織に記録する必要はないということがございます。
会長	今の説明でわかりましたか。
委員	ちょっとわかりません。
健康推進課長	こちらのほうにつきましては、改めましてちょっと確認させていただきます。申し訳ございません。
会長	質問をもう一度やり直したほうがいいのではないですか。
委員	個人情報登録票上の「個人情報の記録の内容」に「資産の状況」と書かれています。一方で電算入力記録票、データ入力の内容を記録しておくところに、「資産の状況」が入っていないので、なぜかということです。
健康推進課長	御指摘のことはごもっともで、ちょっとこちらでこの部分が載っていない理由につきまして、改めて確認させていただきたいと思います。
委員	私が答えていいかどうか分かりませんが、これは個人情報登録票への登録は必要で、電算入力する必要はないのですから、こっちに書く必要はないわけです。それに該当しているかどうかということでしょう。
事務局	今、委員がおっしゃったとおりなのですが、補足させていただきます。個人情報登録票については、紙、電子データにかかわらず、その業務で個人情報を取り扱う業務が発生した場合に登録するものです。今回はコールセンターとアドバイザー派遣に関する記録の管理を行うものであるため、その記録管理に必要な項目だけを電算として記録するものです。業務としては資産の状況を取り扱いますが、電算のほうの記録としては必要ないということで、記録項目にはしておりません。
委員	委員の説明でよくわかりました。条件の確認のために、紙で受け取ったものを使うということで、最初に説明されていたとおりということですね。

	<p>3 ページ目の外部委託記録票の委託の条件ですが、「複写及び複製の禁止」とあります。今回、アドバイザー派遣ということで、事業所から問合せや相談があった方のところに派遣されるということで、そうした場合、例えば個人情報を印刷などして持ち出したりするような場合があるかと思うのです。ただ、それでは複写や複製は禁止できていないのではないかと思うのですが、業務の流れとの関係性はいかがでしょうか。</p>
健康推進課長	<p>一応、今回のことにつきましては、今のところ想定しているのは、契約上の個人情報に係る特記仕様書の中で「複写及び複製の禁止」ということを設けてやってきたということで、そちらのほうについては複写をせずに対応していただくということを想定しております。</p>
委員	<p>とすると、そのアドバイザーで派遣される人は、相手先が誰なのかどうかというのは、どのように把握するのでしょうか。何か情報を持って行かないとならないですね。</p>
健康推進課長	<p>こちらにつきましては、事前調整ということで、派遣場所やそういったものについては、相談者と事前調整した上で、実際に現地に赴いてのアドバイザー派遣をするということでございます。</p>
委員	<p>すみません、私の説明が悪いのか、要するに事業者からアドバイザーが派遣されるわけですね。その人が何かしらの個人情報を持って行かない限り、お名前であったり、相手の状況であったりなどはアドバイスできないわけですね。そうした場合、イメージとしては紙に印刷した書類を持って行くのか、それともタブレットに情報をコピーして持って行くのか、そのようにしていくと思うのですけれども、「複写及び複製の禁止」というのが委託の条件として入っていると、整合性が取れなくなるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらの外部委託記録票に書いてある「複写及び複製の禁止」については、個人情報を委託している業務以外に無断で複写、複製してはいけないという禁止項目ですので、委託した事業の中で必要に応じて利用する分には構わないと解釈しております。</p>
委員	<p>了解いたしました。そういった業務の中で複写されたものというのは、今後、紙としてどのように管理されていき、データとしてどのように管理されていくのでしょうか。こちらからの条件を出すのでしょうか。</p>
健康推進課長	<p>これにつきましては、契約の中で管理するというところでございます。</p>
委員	<p>分かりました。続いて委託先とのデータの授受の方法ですが、その他にマルが付いて、括弧書きで「電子メール」ということになっていますが、この「その他」というのは「電子メール」でやるという認識でよろしいのでしょうか。</p>
健康推進課長	<p>基本的なものにつきましては、主に電子メールを想定しておりますけれども、電子メールで送付できないようなものは、USBメモリ等を利用するというところでもございます。いずれにしましても、パスワードを設定し管理していきます。</p>
委員	<p>いわゆる個人情報を電子メールで送るということですね。あまり今までなかったかと思うのです。これはすごくリスクが高い気がするのですが。</p>
健康推進課長	<p>こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、添付ファイルにパスワード設定をして、セキュリティを確保していこうと考えてございます。</p>

委員	これは委員の皆さんにお聞きしたいのですけれども、メールでのこういったやり取りは、今まで余りなかったと思うのです。パスワードのかかったデータとパスワードが、両方とも誤った宛先に送られるという可能性もあるので、個人情報については電子メールでのやり取りというのは極力避けたほうがいいと私は認識しているのですが、ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。専門家の皆さんもいらっしゃるのです。
会長	委員の方いかがでしょう。メールのやり方の問題ですけれども。
委員	ちなみに1回のメール送信で、何件ぐらいの個人情報になるのでしょうか。
健康推進課長	30件程度を想定しています。
委員	平均ではどのぐらいあるのでしょうか。例えば、月などで。
健康推進課長	月に関しましては、600件程度を想定しています。
委員	600件掛ける30名と。
健康推進課長	1日ずつ30件の、月600件と。
委員	では結構な数ですね。そうすると、建前と言ってはあれですが、杉並区の場合には秘密分散して2回に分けてメールを送ることになっているので、電子メールを使うという手段に関しては別に制約はしていませんね。ただ、今、本当にそういうおつもりで電子メールを送ることになっているのかですね。エクセルであればエクセルを秘密分散という方法で2つのファイルに分けて、まず1回目を送って、相手から間違いがないという確認を得てから2回目を送って、その2つのファイルを合体させて元に復元するというのが、一応、杉並区で定められている手順ですね。今、人数をお伺いしたのは、それを月に2、3人のためにやるとちょっと手間かなと思ったからなのですが、月に1,000人以上であれば、やはりその手間は省くべきではないかもしれないですね。
会長	ほかの委員の方はいかがですか。
委員	あまり適切ではないのだなということが分かりました。
会長	ほかの方で御質問のある方はいますか。
委員	諮問第3号について質問です。この業務ですけれども、内容を見るとかなりプライバシー性も高く、犯罪にもつながるような情報を管理されており、大事に扱わなければいけない情報だという気がしました。そもそも紙でやっていたものを新たに電子化するという理解でよろしいでしょうか。
高齢者在宅支援課長	今は台帳管理でやっているものを、今後はデータ管理していこうということでございます。その理由というのは件数が増えてきたこと、あとはいわゆる虐待の事由が身体的なもの、精神的なもの、金銭搾取など、いろいろなもの、複合的なものになってきたので、台帳管理だと厳しいところがあるということでございます。
委員	虐待状況が終わった後のデータ管理はどのようになるのでしょうか。
高齢者在宅支援課長	終了した後、例えば当該者がお亡くなりになる、または虐待の事実がなくなった場合は、5年間保存をして廃棄をしていくということになります。
委員	諮問第1号、第2号のところなのですが、ほかの文章の中にも入っているのですけれども、外部委託のところ、「専門家のアドバイザー派遣等業務」を委託すると。この専門家というのは、資格又はキャリアの見極め等、専門性を明示するものというのは、何かあるのでしょうか。

健康推進課長	こちらにつきましては、喫煙室の設置等に向けてのアドバイザーということなので、労働衛生のコンサルタントの資格を有する者ということで考えております。
委員	はい、分かりました。諮問第3号ですが、この虐待というのは施設で発生したその虐待のみを言っているわけですか。
高齢者在宅支援課長	今回、ここで諮問をしているものは、在宅でのいわゆる養護者による虐待でございまして、施設で起きている虐待はこれの対象から外れてございます。
委員	<p>諮問第3号について、2点お聞きしたいことがあります。1つは、国・都に報告を行うとありますが、今回、このシステムができることによって、どういうふうに報告の仕方と関係してくるのか、例えば紙ベースでの報告、結局は紙に直すのか、あるいは何らかのシステムがリンクしていくことになるのか、というのが1点目です。</p> <p>もう1つなのですけれども、これでいろいろな管理ができることになりまして、業務のスキルアップや施策への反映につながると記載がございまして、現在の状況、それからそれがどのように解決されたということが、当然、管理できると思うのです。このデータを集めていくと、多分ここからどのようなことが起こり得るだろうかという将来の予測、いわゆるAIの世界なのですが、そういうデータ活用ができるのではないかなという気もしています。そういうところの伏線と言いますか、そういった狙いもあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。</p>
高齢者在宅支援課長	国・都への報告は文書による報告で、これは従前どおり行っていくということでございます。2点目の質問でございましてすけれども、おっしゃるとおりで、こういう傾向や予想など、そういった今まで起きたものを集計することによって、貴重な資料となっていくと思えます。予想もしながら、こういう場合はこういう手当てをしてうまくいったなど、そういったものに役立てたいと考えてございます。
委員	諮問第4号なのですけれども、広報すぎなみの個別送付をしているということで、それをデータ管理するということですが、広報すぎなみというのは区の公式ホームページでもPDFで公開していると思えますが、そちらもありますよ、という案内をしているのかということをお聞きしたいと思います。個別送付というのは、結構コストも時間も手間も、データ管理の業務も掛かってくるので、そういったホームページでも見られるという案内をしているのかということが1つ。あと、1回個別の送付を希望した方にはいつまで送付するのかという決まりがあれば、伺いたいと思えます。
広報課長	ホームページにこれまでもPDFを載せていますけれども、これにつきましては、ホームページをはじめ広報紙においてもPRしておりますので、見られる方はそちらを御覧になっている方も非常に多いかと思えます。今回、こちらの対象になってきていますのは、主にはやはり高齢者や障害がある方、若しくは何らかの理由でなかなか広報紙面をお取りになれないという方ということで、ホームページで見られるよ、という方は今もそのようにされているのではないかなと思えます。また、この広報紙の配布ですけれども、今、1日と15日に配布しているわけですけれども、ほぼ同日に配布できるように手配した

	いと考えております。
委員	すみません、そういったことではなくて、1回申し込んだ方には、永久に送付するののかということです。
広報課長	すみません。お申込みを頂ければ、次の号から速やかに送れるようにしたいと思えますし、お申出がない限りは、ずっとお送りするということにしたいと思っております。
委員	高齢者の方が多いいということで、やはり死亡されるということもあると思うのですが、そういった場合データはいつまで保存するのでしょうか。
広報課長	分かれば送付をやめるわけですがけれども、それにつきましては特に何年保存ということではないです。その年度内には破棄したいとは思っております。
委員	では、私も諮問第3号から簡単に。今回、紙で管理していた台帳からデジタル化するということで、規模を見ますと年度で100件~160件、合わせると600件強ということですが、電算組織を利用するときに、やはり入力作業、データ移管作業が発生するのでしょうか。
高齢者在宅支援課長	職員が持っているパソコン、エクセルで管理をしていこうと考えてございます。当然、データの入力は職員が個々に行っていくということになります。
委員	すみません、分かりづらかったみたいなので。過去の600件強のデータについては、今、紙で管理されているそうですけれども、それも全てエクセルに打ち込むのかどうなのか確認させてください。
高齢者在宅支援課長	そのとおりでございます。
委員	デジタル化した台帳は5年保存と言っておられましたが、紙自体は入力し終わった後も5年間保存しておくのでしょうか、それとも終わったものから破棄するようにするのでしょうか。
高齢者在宅支援課長	データ化できたものに関しては、当該年度は保管で、その後廃棄という手続になります。
委員	この虐待情報というのは、非常にセンシティブな情報だと思うのです。これが漏えいするという事は、かなり個人にとっては大きな問題だとは思いますが、電算入力した後は、それを印刷したりして業務を行うのか、それとも印刷することはないのかどうなのかについては、いかがでしょうか。
高齢者在宅支援課長	基本的にはデータの中でやり取りをしますが、例えばケア会議などを関係部署でやるときには可視化しなければいけないので、印刷をすることもあります。
委員	はい、分かりました。諮問第4号に移ります。今回、個別配送の対象を拡大するという事で、個人的にとってもいいことだとは思いますが、今まで電算管理を行っていなかったということですね。そうすると、今まではどうしていたのでしょうか、封筒などを送るときに手書きで宛名を書いていたということになるのですか。
広報課長	当初、これを始めた頃は、大分古いのですが、その頃にタックラベルを作りまして、それを印刷していたということです。追加していった部分については、打って更に紙でそのまま随時加えていったということです。電子での管理はしてなかったというところがございます。
委員	何で管理されていたか聞き取れなかったのですがけれども。



広報課長	紙で管理しておりました。
委員	ということは、ラベルに手書きをしていたということなのですか。
広報課長	パソコンで一度タックラベル化をして、電子ファイルとしては保存せずに破棄し、紙として保存していたということでございます。
委員	何かすごく不思議な業務のやり方をしているという状況ですね。普通にそこで保存すればいいのに、なぜ保存せずに破棄しているのかというのが、すごく疑問です。エクセルで管理するということなので、重要だと思うのですが。 もう1つ、今回、希望する方ということで、新規の個別配送希望者の見込みが70名というふうになっているのですけれども、これはどのような根拠で70名と見積ったのでしょうか。
広報課長	これは希望に基づいてやりますので、しっかりと予測して250名ということとはなかなか測り得ないのですけれども、今現在、約180超、190弱の登録の方がいらっしゃいますので、少なくとも今年度は250名分を予算化しているというところでございます。
委員	ちなみにこの配送料は、希望した人の負担になるのでしょうか。それとも区の負担なのでしょうか。
広報課長	区の負担でお送りいたします。
委員	そうすると、希望者70名は広報の仕方にもよると思うのですけれども、見たいと思ってスタンドに取りに行ったり、区役所に来るのが大変だという方は、今でもいらっしゃると思うので、結構な人数になるのではないかなと思うのですが、本当にこの見込みでよろしいのでしょうか。
広報課長	この年度内は、この程度かと思込んでおりますけれども、著しく希望が多い場合には、また予算対応したいと思います。
委員	諮問第4号ですが、個別配送の個別の概念というのは、各家庭だけなのか事業所も含まれるのか。それから、電算入力記録票の4番に「送付部数」とありますが、今、複数配送しているところがあるのか、複数の場合はどういうことが考えられるのか。今まで高齢だったり障害だったりという理由があってやっていたわけですが、これがなくなるというときに理由を問うのか。また、面倒だから、新聞取ってないから、というので頼む、というケースも出てくると思うのですけれども、受けるのかどうか。まとめてお願いします。
広報課長	基本的には、個人の方で取りに来られないということを想定しておりますので、今現在は法人の方はいないという状況でございます。それから、御家庭の中で二世帯ある場合などに、2部欲しいというお申出があって、配っているところもございますので、多くは1部ですが、2部、3部ということも想定して、送付部数というものを追記しているところでございます。 理由ですが、今も申出の際、なかなか取りに行きづらい、といった程度の理由でも送付しています。ただ、このようにあまり理由を問わずやっておりますので、できれば新聞を取っている方や会社にお勤めで駅を使う方、またコンビニでもお配りしていますし、経費も掛かることですので、取りに行ける方には取りに行ってもらおうという御協力を頂きながら、お申出があった方には全員お配りするというようにしたいと思っております。
委員	ちょっと聞き逃したのかもしれないのですけれども、個別の概念というのは、

	事業所は入らないということでもいいのですか。
広報課長	今回、案件には入れていないということです。事業所は入れていないと。
委員	全然関係ないのですけれども、1人お帰りになられたのですが、定足数は大丈夫なのですか。開催要件だけで審議要件ではないということですか。
会長	はい、そうです。そういう解釈をして開いています。
委員	開催要件は幾つなのですか。
会長	委員定数の3分の2でしたか。
情報政策課長	はい。
委員	審議要件は何なのですか。
情報政策課長	決定は出席している方の過半数となっております。
委員	審議要件です。開催要件と審議要件と議決要件は別ですから、審議要件は恐らく別個に書いてあるケースがあると思うのです。
情報政策課長	審議会条例には、「会議は、3分の2以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない」、「審議会の議事は、出席委員の過半数で決し」という定めがあるだけなので、成立しているものと認識してございます。
委員	通常は審議要件と開催要件は一緒のはずで、それと議事は別な話だと私は思うのですけれども。
会長	この条例にはその審議要件は決められていないので、そういう解釈によって開いております。
委員	一応、確認したいというだけです。私はやっていただいたほうがいいので、それで通るといえるのであれば、別に私は構わないです。
会長	それでは質問を打ち切らせていただきます。御意見のある方、どうぞ。
委員	<p>報告第1号、諮問第1号・第2号についてですけれども、基本的に、外部委託をするということは個人情報の漏えいのリスクを高めることになると思っております。また、必要な外部委託については、今回は先ほど話題となりました電子メールでのやり取りで、他の委員からありましたけれども、分散のやり方をしっかりとやっていただかないと。メールの誤送信というのは本当に多いです。いろいろなところでやられているので、そういったリスク管理をしっかりとやっていただくということを、意見として申し述べさせていただきます。この諮問第1号・第2号については、とりあえず反対はしません。</p> <p>諮問第3号についてですけれども、こちらのほうはデータの過去分の入力処理が発生するというところで、データ入力を職員の方がパンチ入力することになると思いますが、この入力の際に、名前と内容がずれてしまって自分の情報以外のものが届いてしまった、自分の情報が別の人に届いてしまったというのは、よくあることですので気を付けてください。ということで、諮問第3号については賛成ということですか。</p> <p>諮問第4号についてですけれども、個別配送を希望があれば行うということでは、区の広報をいろいろな人たちに見てもらおうということでは、大変重要な取組だと思っておりますが、70件というのは、ちょっと見積りがどうなのかなと思います。もう少し多くなることが予想されると思います。個別配送を行いますという話をどれくらい広げるかによって希望者数が変わってくるとは思いますが、そうしたときにデータ入力作業も、そして配送作業も煩雑にならないか、</p>

	<p>ちょっと心配ではありますが、希望者が増えてきたらしっかりと対応していただきたいと思います。諮問第4号については賛成といたします。</p>
会長	<p>ほかに御意見のある方はおられますか。特にないようですので、まず報告第1号については、了承ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>次に諮問第1号から第4号については、このまま決定とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、次の報告第2号と諮問第5号、報告第3号と諮問第6号・第7号について、審議いたします。</p>
<p>報告第2号、諮問第5号 報告第3号、諮問第6号・第7号</p>	
情報政策課長	<p>案件について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問のある方はお願いします。</p>
委員	<p>15ページの外部委託記録票の「委託に係る個人情報の項目」ということで、14番「口座情報」とあるのですが、これは口座番号や金融機関コードのことでしょうか。具体的に、どのような情報が入るのか教えてください。</p>
国保年金課長	<p>これは振込口座の情報になりますので、金融機関名、口座番号、口座名義人などになります。</p>
委員	<p>特に残高とかは含まれないということですよ。</p>
国保年金課長	<p>残高は含まれません。</p>
委員	<p>今回、外部委託をするというのは、こういった情報をパンチ入力してもらうことが主なのかと思うのですが、そういった認識でよろしいのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>今回の外部委託については、既に国民年金係の窓口業務自体を委託しており、その業者が来庁者の書類を受け取るということですので、基本的に、そこから更に私どものシステムに入力するものではありません。</p>
委員	<p>そうすると、受け取りや記載事項の確認等々をした後、それを入力するのはどなたがやることになりますか。</p>
国保年金課長	<p>こちらの業務の最終的な提出先は日本年金機構になりますので、私どもは受け取った書類をそのまま年金機構に提出するという経由事務になります。</p>
委員	<p>そうすると、外部委託している方は、今も委託されている庁舎内にいる方、窓口をされている方々ということですね。例えば、それを途中でコピーや写真を撮るなど、そういうことは物理的にはできないようになっていくという認識でよろしいのですよね。</p>
国保年金課長	<p>こちらの業務については、そもそもの受付業務の中でそういった個人情報の漏えいの禁止をうたっておりますので、そういった内容の漏えいが起こる可能性は多くないと考えております。</p>
委員	<p>うたっているだけでなく、漏えいがないよう、物理的な対策をされているのでしょうか。例えばそのスペースのコピー機の管理とか、スマートフォンなどの持込みを禁止しているとか。</p>
国保年金課長	<p>現在の契約においても、そういった職場へのスマートフォンの持込み自体を禁止しておりますので、そういったことは基本的にできないと。仮にそういったことを行うようなことがあったとしても、私ども常勤職員の職場が隣接して</p>

	おりますので、そういったことを監視して、不審な動きがないかをチェックすることは可能かと思えます。
委員	印刷機はいかがでしょうか。
国保年金課長	印刷についても基本的には同様の禁止事項となっておりますので、また何か不審なことがあったとしても、透明のビニール袋で管理をしていますので、そういったことの監視は可能かと思えます。
委員	外部委託の実施予定が5月18日、電算入力が6月1日とありますが、スケジュール感をもう一度教えてください。
国保年金課長	システム自体、制度自体は、4月1日の新規裁定者から始まっておりますので、実質開始をしているところですが、この審議会で御了承いただいてから窓口業務を委託業者へ依頼することとなっております。また、給付金支給対象候補者の税情報を日本年金機構へ提供するのが7月となっているため、電算処理を6月中に行う予定です。そのため電算入力が6月となっています。
委員	諮問第5号についてお聞かせください。オリパラのボランティアについて、一度、既にこちらの審議会で了承・決定をしているということで、継続の案件ということかと思うのですが、オリパラが終わる来年には、もうデータは要らなくなるという理解でよろしいのでしょうか。あと、申込みをした方に対しては、期限内で記録は削除しますなど、そういう注記などがされているのかどうか、お聞かせください。
オリンピック・パラリンピック連携推進担当課長	これまで登録されてきた方については、都への推薦ということで、今、一定の推薦期間が終わっておりますので、今年の3月31日をもって記録は全部削除しております。今後の登録については、区での活動ということで、活動に伴ってボランティア報酬を支払う状況があります。支出を伴う行為ですので、その関係の書類の保存期間が5年ということになっておりますので、それと整合性を図って5年保存するということになります。
会長	ほかに御質問をどうぞ。 特にないようですので、御意見のある方、お願いします。
委員	報告第2号、諮問第5号は、今までのシステムの使い回しの的なところと受け止めておりますので、大きな問題はないかと思えますが、ボランティアで活動されている方の情報が漏えいしたとなると、区への信頼感も下がってしまうので、漏えいがないように重々取り組んでいただいて、こちらのほうは問題ないと思えます。 報告第3号、諮問第6号・第7号についてですが、基本的に、先ほどもお伝えしましたが、外部委託は情報漏えいのリスクが高まると私は受け止めております。ただ、今回、既に行われていることの業務の拡大ですので、業務の拡大というところで確認をしたところ、紙媒体を受け取って、それを横に流すだけというところ少し語弊があるかもしれないですが、漏えいリスクはそれほど高くないのかと思えます。しかし、職員の目が近くにあるとはいっても、悪意がある人がいれば、どのような手段を使っても、それはそのまま個人情報情報を奪っていくというところがありますので、物理的に漏えいできない態勢を職場として取っていただきたいということを申し添えて、諮問第6号・第7号についても反対はしません。

	ちなみに、15 ページの委託の内容の 2 の「請求書等の」の左側に半角の「,」が付いているのは、きっと間違いですね。そこだけ指摘させていただきます。
委員	16 ページの記録の項目の 30 に「同一生計配偶者のうち 70 歳以上の有無」と出ていますが、70 歳以上というのは、何か根拠が別にあるのですか。
国保年金課長	こちらの「同一生計配偶者のうち 70 歳以上の有無」という項目は、今回の給付金の所得要件の中に世帯全員の所得要件も入っており、所得控除の額が配偶者の年齢が 70 歳以上で異なっているため、税法の規定に合わせて取っているものです。
委員	後期高齢者は、65 歳となっていますね。それとは関係ないのですか。
国保年金課長	そういったものではなく、あくまで税法上の規定ということです。
会長	ほかに御意見のある方。 それでは、御意見はないということで、報告第 2 号と第 3 号は了承、諮問第 5 号から第 7 号までは、決定とさせていただきますと思います。 続いて、報告第 4 号と諮問第 8 号から第 11 号、諮問第 12 号をお願いします。
報告第 4 号、諮問第 8 号～諮問第 11 号 諮問第 12 号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの説明について御質問があったら、どうぞ。
委員	プレミアム付商品券についてお伺いしたいのですが、18 ページに記載の個人情報登録票の「生活状況等の情報」の箇所に、「DV 保護の状況」とか「高齢者虐待の状況」、「障害者虐待の状況」と記載がありますが、これはそうしたことがプレミアム付商品券を買えない事由になるという理解でよろしいのですか。
産業振興センター次長	今おっしゃられた「DV 保護の状況」等ですが、住所地と違うところに住まわれている方、そういった状況の方については居所、実際に住んでいらっしゃる場所でプレミアム付商品券を発行するための情報です。
情報政策課長	補足させていただきます。虐待を受けて施設に入っている方、非課税の方とかについて、親族の方、世帯主の方にいろいろ通知が行ったりするのですが、そういう場合、虐待を受けている方などについては、世帯主のほうに通知をするのではなく、施設に入っている方を世帯主とみなしてその方が買える手続にするということです。DV の関係の方も同様です。別のところにいる夫に、何か手続をさせるということではなくて、買えるのはあくまでも避難している側です。
委員	今までプレミアム付商品券は、特にこのような所得条件はなかったかと思うのですが、今回こういった条件を付けたのはどういった理由からですか。
産業振興センター次長	これまで、なみすけ商品券や様々なプレミアム付商品券を発行してまいりましたが、特に所得制限等はなく、御希望の方に販売してまいりました。今回は、国の消費税の増税に際しまして、非課税者でありますとか子育て世帯について消費税の増税の影響を緩和する目的で全国一斉に、希望する自治体とは言いながら、全自治体がこういったプレミアム付商品券を発行する予定でございます。そういった意味で、所得制限等、また発行に関する制限等がされてございます。
委員	ちょっと心配なのは非課税世帯、それを使っていると非課税世帯だとわかってしまうのではと心配しているのですが、どのように受け止めているのですか。

産業振興センター 次長	おっしゃるとおり、使われる方は子育て世代又は非課税世帯ということで限られてございますので、使う際に分かってしまうかどうかと言いますと、例えば3歳6か月未満のお子さんがあるだろうと思われる方は別として、推定されてしまうということがあるかと存じます。そういった意味で、なるべく区としても販売場所を郵便局にしたり、問合せ場所をコールセンターにしたり、といった配慮はいたしますが、完全にそういったプライバシーが漏れないようにするという事は難しいかと考えています。
委員	外部委託についてなのですが、これはもう受付から発行、送付まで、全て委託をするという認識でよろしいのですか。具体的にどんな業務になるのかも、簡単に教えていただけたらと思います。
産業振興センター 次長	20 ページに記載のとおり、「購入引換券申請書の受付」等を委託します。ただ、取扱いに係る個人情報については、下の13項目ということで、いわゆる非課税者に当たるかどうかの審査については職員が行うということです。対象者の住所・氏名等を扱う通知業務や商品券の販売といった、機微な情報に触れない範囲で委託をしてみたいと考えています。
委員	ちなみに扱う購入対象者数が13万人以上となっておりますが、購入世帯数はどれくらいの世帯になるのか。すみません、先ほどお話があったのかもしれませんが、確認させてください。
産業振興センター 次長	世帯数という観点では把握してございません。ここに書いてあるように非課税、未申告の方も含めて約120,000人、それから3歳6か月未満のお子さんが属する世帯の世帯主数ということで約13,200人、合計約133,200人ということで把握しております。
委員	対象となるのが、今13万人いらっしゃって、実際に買えるのは何人か、13万人買えるわけではないですよ、という意味合いでした。その人数と世帯数の変換ではなくて。
産業振興センター 次長	非課税世帯に属する方お一人お一人が25,000円まで買えるということです。それから3歳6か月未満のお子さんの数、例えば3歳6か月未満のお子さんが3人いらっしゃれば、3人分の商品券が買えるということです。この数が買える数です。ただ、実際に申請にいらっしゃるかどうかはまた別の問題で、申請する方は6割程度かと考えております。
委員	では、申請されればされた分だけ、条件に合っていれば発行するというものですね。そうすると、最大で13万人以上ということで、外部委託の委託先とのデータの受渡し方法で磁気媒体とあるのですが、その最大で13万人のデータを磁気媒体でやり取りすることになるのか。これは、こういった受渡し方法を考えていらっしゃるのか。情報漏えいのリスクヘッジも、その辺を考慮されて、こういった対応をされるのか教えてください。
産業振興センター 次長	こちらのプレミアム付商品券の枠組みですが、以前の臨時福祉給付金と同様でして、委託の事業者が総合受付窓口にも配置されております。データについては、データ入力をしてデータ化したものを区に納めるということになってございます。その際には持参をするということで、十分セキュリティに注意していただいた上で、区のほうに持参していただいて、それを区のほうのシステムに入力していくことを考えています。また一方で、区のほうから送付先の住所

	等についてはデータでお渡しして、送付文書を封入封緘した上で、事業者から発送していただくということです。
委員	磁気媒体の区への受渡しで十分注意をしてもらってと、気持ちは大切なのですが、物理的にどういうふうなことで行うのか。これには、いろいろルールがあったりするのですよね、ハードディスクで持ち運ぶときには。今回はどういう対応なのか教えてください。
産業振興センター次長	ハードディスクの持ち運びに際しましては、暗号化をし、また鍵の掛かるケース等に入れ、十分注意した上で運搬をして、受渡しをしたいと考えています。
委員	先ほどのメールの件でもあったのですが、今までもそういう対応でよかったのでしょうか。先ほどメールの場合は2つにファイルを分けて、というようなやり方をされていましたが、ハードディスクのときも何か紛失とかそういうのを考えると、2つに分けて相手先で復元してもらおうとか、そういう対応があったのではないかと思います、その辺知識のある方、今まで杉並区ではどうしていたとか教えてくださいませんか。
委員	先ほどの件は、行政事務に関する住民情報だったのですが、これは若干グレーゾーンですよね、商品券購入情報なので。ただ、委員御指摘のとおり、住民情報等に準じた対策をするという意味では、住基ネットのところで行っているような秘密分散での運搬ですね。ですから、むしろ金庫に鍵を掛けるよりは、2回に分けて運搬していただくほうが安全ですので、そちらに準じてもらったほうがいいかなとは思いますが、今それがこのリョウフに関して規則の範ちゅうかという、ちょっと範ちゅうではないかもしれませんが。ただ、意見としては準じていただいているのではないかと、むしろ準じない理由が余り考えられないのです。委員御懸念のとおり、金庫をいくらやっても、あと本人に悪気がなくても、途中で交通事故に巻き込まれました、事故現場から金庫ごとなくなりましたという、誰も悪くない状態で情報がなくなることもありますから、2回に分けるという単純なオペレーションでやっていただくのはいいとは思いますが。
委員	ちなみに伺っておきたいのですが、今回のプレミアム付商品券に関しては、この趣旨からしますと、従来行われてきたものと随分趣きを異にするという認識でおります。前回のプレミアム付商品券のときには、使われるお店についてですが、大型店ばかりに行かないような配慮がなされていたと思うのですが、今回のプレミアム付商品券に関して、そういう配慮がなされているのかどうか、お尋ねをいたします。
産業振興センター次長	従前のプレミアム付商品券は、区の施策として区のプレミアム分、区の予算でやってまいりました。そういう意味では、区の施策として自由にそういう設定ができたのですが、今回は国の施策として非課税者対策でありましたり、子育て対策ということで、大規模店で使いたいというニーズもありますので、そういった店舗の制限というのは、国の制度として行わないようにということが指導されてございまして、そういった方向でやる予定です。
委員	具体的な金額が全く出てきてないのですが、それはどこかに表示はされているのですか。例えば、10,000 円のものに 11,000 円付いているなどということは、どこかに表示されているのですか。

産業振興センター 次長	国のほうで決められている様々な販売方法がございまして、基本的にはお一人当たり 20,000 円で、券面 25,000 円分ということで販売いたします。また、使いやすいようにということで、おつりが生じないように 500 円分ずつの利用ができるようになっていきます。しかも、販売単位は 4,000 円で券面が 5,000 円になります。そういった形で、5 回に分けて買うことができます。一度に 20,000 円出すというのは厳しい方もいらっしゃるのですが、そういう方のために 5 回に分けて販売することができます。
委員	諮問第 12 号についてお聞かせください。指定管理者がもう決まっているような感じだと思うのですが、西荻地域区民センターと一緒に指定管理者なのか。それと、「さざんかねっと」というのがあると思うのですが、そちらとの兼ね合いはどうなっているか、教えていただけたらと思うのですが。
産業振興センター 次長	御指摘のとおり、こちらは一体型の施設でして、区民センターと一体的な管理をするために指定管理にいたします。実は、今、大規模改修を行ってまして、ここで書いてあるように、令和 2 年 11 月から指定管理を開始するということとして、まだプロポーザルは実施していませんので、指定管理事業者は決まっております。施設の予約方法も区民センターと同一でして、さざんかねっとを使用して申し込むということですので、こちらのとおりパスワードとかメールアドレス、そういったものの登録が必要になってくるということになります。
委員	そうしますと、指定管理者がさざんかねっとを利用することになるということですか。
産業振興センター 次長	さざんかねっとは、公平な抽選のために、主に区民のほうから利用されます。その結果について、当然、管理をする事業者はデータを受けた上で利用者の調整後、その施設を利用に供するということはやっております。また、主催事業等の実施業務や行政使用、そういったものも調整しながら、さざんかねっとによる申込みと合わせて施設を管理することになります。
委員	すみません、ちょっと理解不足で申し訳ないのですが、そうしますと、さざんかねっとで利用者が当選されたというデータをこちらの指定管理者のほうで取り扱うということになるのですか。
産業振興センター 次長	そのとおりでございます。
委員	3 つほど聞きたいことがあるのですが、まず 1 つ目は、プレミアム付商品券のところ、データの管理と収集の方法についてです。管理は小型のパソコンで行うということで、その必要なデータは区が持っているシステムから抽出してきて、区で作って、対象者、その該当者に通知をするということになっているのか。それとも、本人から申請をする形になるのか。どういうふうにその情報を収集するつもりでいらっしゃるのかということが、第 1 点目になります。
産業振興センター 次長	非課税対象者について、通知を申し上げるという点では、区の持っているデータから抽出した対象者にお送りするということになり、子育て世帯についても区のデータから対象者を抽出することになります。その後、戻ってきた申請書の内容を委託事業者がデータ入力し、区の職員がデータの精査をしていきますが、非課税者として申請された方の中には、未申告者も含まれておりますので、その点では改めて私どものほうでデータを審査しながら、対象者が



	<p>どうかを見極めていきます。よって、私どものほうでもこの新たな電算の中で管理する情報から対象者を抽出して、対象者データを委託事業者に渡していくということになります。</p>
情報政策課長	<p>補足させていただきます。課税情報をプレミアム付商品券のために使うわけではありません。非課税の方に、非課税の通知を送らせていただき、その非課税の通知を送る際に、プレミアム付商品券事業の御案内を同封させていただくということです。同封の案内を見て、御本人が申請をしてくださるということであれば、こちらに申請書を出すということになります。</p>
委員	<p>そうすると申請を頂いた方について、改めてその課税情報とかいろいろな情報を集めてきて、該当するかどうかの審査をするということですね。</p>
情報政策課長	<p>そうです。</p>
委員	<p>いきなりその該当者十何万人にぱっと出すのではなくて、申請があったときに初めてそういう情報を集めてきて、該当者かどうかをチェックするという考え方ですか。</p>
情報政策課長	<p>そうですね。申請する方に自分の税情報を見ていいという同意をしていただいた上で返していただきますので、そのときに初めて税金が非課税かどうかということも含めて、審査をさせていただくことになります。該当すれば、購入引換券を送付させていただくことになります。</p>
委員	<p>2つ目なのですが、二重交付防止のために他の自治体と連携をするということなのですが、この情報の中に、いつ交付したとか、そういったことはあるのですか。知りたかったことは、他の自治体と連携をするときにいつ、どこで、どういうふうを買ったとかということがあっても、例えば「DV保護の状況」とか、そういうものもその情報の中にあるのかどうか。例えば、別の自治体に御主人が住んでいて、こちらの自治体に被害に遭っている配偶者などがいらっしゃって、こちらで御主人が請求をしたら、「いや、あなたの奥さん、もうもらっていますよ」と、「どこでもらったんだ、そんなはずはないよ」と言うので、「いや、A市でもらっていますよ」となったときに、A市がばれてしまう、詳細がばれてしまうということも起こり得ますよね。そのあたりはうまくできているのですか。</p>
情報政策課長	<p>私のほうからお話させていただきます。DVで逃げて来ている方というのは、区のほうで直接把握しているわけではありません。住民登録をしているけれどDVで相手の方に教えないでくださいという方とは違い、住民登録を杉並区にしていないのだけれど、実は杉並区内に逃げてきていますという方がいらっしゃった場合には、その方から聴き取って引換券を交付するわけです。そして、その方がもともと住民登録をしている自治体に、この方は杉並区で販売をする、という情報を伝えるのですが、直接伝えると、杉並区に逃げて来ていることが分かってしまうので、都道府県を経由して都道府県から相手の自治体に伝えます。したがって、杉並区から引換券をもらっていることは、相手の自治体も分からないという仕組みになっています。</p>
委員	<p>そうすると、東京都からもらったということはわかるわけですか。</p>
情報政策課長	<p>東京都からもらったことはわかるかと思いますが、確か、情報としては消すことになっているのですね。少しお待ちください。</p>

委員	他の県から杉並区に来たのかもしれないし、都内で動いて杉並区に来たのかもしれない。来るのは東京都からだけだから、どこにいるかというのは誰にも分からないということです。それでいいのでしょうか。
産業振興センター次長	その点が非常に危険だということで、二重交付をしても構わないので通知しないという取扱いに私どもで確かしたと思います。そういった所管部署もありまして、万が一漏れた場合は非常に危険ですので、そういった点では、たとえ住所地のほうで交付され、こちらでも交付され、二重に交付されたとしても些少な問題ですので、情報漏えい防止を優先して、元の住所地には知らせないということです。施設入所のお子さんとか高齢者については、特に元の世帯のほうに隠す必要がありませんので、そういった点では元の住所にお知らせしますが、高齢者DVも含めて、DV被害者についてはお知らせしないほうが、多少二重で交付したとしても、いいのではないかと判断をしております。
委員	今の点なのですが、そうすると、ここの杉並から連絡しないということですか、都にも。
産業振興センター次長	はい。
委員	言っていることの整合性がよく分からないのですが、さっきから。恐らく私の予想ですけど、実際の運用は東京都ということすら言わないと思うのですよ。そういうふうに運用しているはず。だから、ここが都に連絡したって、別に何の問題もないのですよ。先方のほうでは、とにかくもう受け取っているという情報がありますということしか言わないはずで、どこでもらっているということは、恐らく言わないように運用されていると思いますよ。だから何の問題もないと、私は思うのですけれども。ここが都にすら上げない、二重にもらっている、些少だからといって。これは税金ですよ。
会長	今、委員から言われたことについて、事務局のほうで整理してください。
情報政策課長	はい。自治体間で情報を連携することにはなっておりますが、杉並区から東京都に連絡する、東京都は相手の自治体に伝えますが、当然のことながら窓口で聞かれても、DVの取扱いもそうですが、どこの自治体に奥さんがいますということは絶対に言うことはあり得ません。なおかつ、杉並区から東京都に知らせているということは、相手の自治体にも伝わりませんし、東京都にある情報もすぐに消されるということになってございます。
産業振興センター次長	私の方の発言が間違っておりました。都道府県のほうから、元の住所地のほうに、既に発行済みという情報のみが伝えられます。
委員	では、3つ目を伺います。諮問第12号なのですが、勤労福祉会館の委託業務のことなのですが、この会館にはこれだけの施設内容がありますよというふうに書いてあります。区民センターの施設と、どこがどう区別されているのですか。区民センターのほうは管理者がいるわけですよね。今回は勤労福祉会館のほうに新しく作っているわけなのですが、この部屋はこちら、この部屋はあちらというふうにはっきり分かれていますものなのですか。
産業振興センター次長	複合施設ですが、当然そのエリアは分かれていますので、特に、大ホールについては勤労福祉会館に区分されます。ただ、抽選方法等は同じように、今のさざんかねつを使って申込みができます。主催事業等で勤労者に対する事

	業を、勤労福祉会館のエリアでは若干優先することがありますが、一般的な抽選の部分では全く公平に抽選してまいる予定でございます。
委員	そうしますと、受付窓口は2つあるということですね。
産業振興センター次長	全く同一の窓口で、指定管理者は1つの事業者で、併合施設を一体的に管理してもらいます。主催事業とか行政使用についての若干の差別はありますが、ほとんどの場合、同じように扱っています。
会長	ほかに質問がないですか。ちょっとお聞きしてよろしいですか。このプレミアム付商品券ですが、消費税がアップすることが条件なのですか。
産業振興センター次長	そのとおりでございます。万が一延期になりますと、この事業自体が延期になる可能性もございます。
会長	ほかに御質問ございますか。 ないようでしたら、御意見を伺います。御意見のある方、どうぞ。
委員	<p>まず、諮問第8号から第11号についてです。国の商品券の制度に伴ってということで、その国政段階での政策の賛否はいろいろとありますが、とりあえず今回のこの杉並区の個人情報の取扱いとして意見を言わせていただきます。やはり磁気媒体で10万人、最大で13万人以上のデータをやり取りするということになりますと、先ほど言ったように、分散の方法が必要なのかなと思いますので、その辺は対応していただく必要があると思います。あと、やはりこういう外部委託を行うということは、こういったデータのやり取りも物理的に発生して、そこに情報漏えいのリスクが高まっていくというところではありますので、外部委託というのはできる限り避けたほうが良いというのが、私の立場です。とりあえず、そういったところをしっかりとやっていただくことを申し添えて、諮問については、反対はしません。</p> <p>諮問第12号についてですが、勤労福祉会館の指定管理の導入ということで、正直これについては外部委託の拡大というところになる。勤労福祉会館の業務を委託するという最初のものであり、先ほどから言っているように、情報漏えいのリスクが高まるという意味では、これについては反対とさせていただきます。意見としては、以上です。</p>
会長	<p>他に御意見のある方。特にないようですので、まず報告第4号については了承とさせていただきますと思いますが、よろしいですか。報告第4号は了承。</p> <p>次に、諮問第8号から第12号についてですが、これも決定ということでよろしいですか。それでは、諮問第8号から第12号について決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして諮問第13号・諮問第14号について、事務局から御説明をお願いします。</p>
諮問第13号・第14号	
情報政策課長	25 ページを御覧ください。「令和元年度住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ評価実施内容の事前点検について」です。この案件は、住民基本台帳ネットワークシステム業務のチェックリストに基づく自己点検について、東京都への結果報告時期等を勘案し、今回の第1回審議会へ諮問させていただきます。諮問に対する答申につきましては、第3回でお願いしたいと存じます。では、住民基本台帳ネッ

	トワークシステム業務については、区民課長から説明させていただきます。
区民課長	1の「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容の事前点検」について説明します。26、27ページにあります別紙1を御覧ください。今回、審議会に諮問を行う事項は、項番1に記載のとおり3点あります。1つ目は、(1)の総務省発出のチェックリストに基づく自己点検です。2つ目は、(2)の住基ネット安全措置実施状況等に関する職員アンケートです。そして3つ目は、(3)の住基ネット緊急時対応訓練です。具体的な内容につきましては、項番2の「各諮問事項の概要と諮問の目的」に記載してあります。こちらにつきましては、例年諮問している内容ですので、詳細の説明につきましては省略させていただきます。私からは以上です。
情報政策課長	次に、「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容の事前点検」についての説明をします。別紙2が、28、29ページになります。今回、審議会に諮問を行う事項は、1に記載のとおり、(1)総務省発出の「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」に基づく自己点検、(2)情報提供ネットワーク安全措置実施状況等に関する職員アンケート、(3)情報提供ネットワーク緊急時対応訓練です。「各諮問事項の概要及び諮問の目的」は、住民基本台帳ネットワークシステムと同様ですので、説明については省略させていただきます。説明は以上です。
会長	<p>ただいまの説明について御質問のある方、おられますか。</p> <p>特に御質問もないようですので、本諮問につきましては、まずは細かくその適正さを確認すべきだと思われまますので、住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会において事前の確認を行った上で、その内容を第3回の審議会にて部会から報告をしていただき、答申することとしたいと思います。なお、部会の運営につきましては、部会長の佐藤委員に一任したいと思います。よろしいでしょうか。では、部会長、よろしくお願ひします。事務局は、部会長と調整して部会を開催してください。</p> <p>それでは、本日審議していただきました諮問事項につきまして、答申をしまひたいと思います。ただいま事務局から答申案文を配りますので、御覧いただきたいと思ひます。</p>
(答申案文の配布)	
会長	御確認いただけましたでしょうか。今、お配りしました答申案文でよろしいかどうかをお伺ひします。このままでよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	特に異議のある方はおられません。それでは、答申文を情報・行革担当部長にお渡ししたいと思います。
(答申文の受領)	
会長	本日の議題は以上ですが、次に一般報告がありますので、情報政策課から説明をお願いします。
情報政策課長	では、30ページにあります「令和元年度住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画等」について説明します。既に説明しました諮問第13号・第14号の内容と重なる部分もありますので、重複を避けて説明したいと思います。まず、住民基本台

	帳ネットワークシステムについて、区民課長から説明申し上げます。
区民課長	<p>「住民基本台帳ネットワークシステム業務に係る事項」について説明します。</p> <p>「(1)杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第5条の規定に基づく報告」です。31 ページにあります別紙1を御覧ください。こちらは、住民票の記載や広域交付住民票の写しの交付など、住民基本台帳ネットワークシステムを通して送受信を行った事項につきまして、処理件数を報告するものです。平成30年度の処理件数につきましては、この表の右に記載のとおりで、際立って前年と大きく増減した項目はなく、おおむね例年どおりとなっています。</p> <p>続きまして、「(2)令和元年度住民基本台帳ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画」について説明します。32 ページにあります別紙2を御覧ください。令和元年度の運用方針ですが、「住民基本台帳ネットワークシステム業務における人的、物理的及び技術的セキュリティ対策の徹底」です。計画の内容についてですが、4月には、住民基本台帳ネットワークシステム業務の新規従事者に対しまして研修を行っています。また、5月は本日、当審議会に対する先ほどの諮問とこの報告を行ったところです。また、7月から9月にかけて、チェックリストに基づく自己点検を実施します。また、11月から12月には、住基ネット職員アンケート及び住基ネット緊急時対応訓練を実施します。そして、12月には、今回諮問しました住基ネットセキュリティ評価実施結果につきまして、審議会に改めて諮問をしたいと考えています。「住民基本台帳ネットワークシステム業務に係る事項」につきましては、以上です。</p>
情報政策課長	<p>続きまして33 ページ、別紙3です。「令和元年度情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画」について説明します。令和元年度の運用方針は、記載のとおり「情報提供ネットワークシステム業務における人的、物理的及び技術的セキュリティ対策の徹底」です。運用計画ですが、諮問の時期を含め、おおむね住基ネットと同様となっています。なお、情報提供ネットワーク自己点検の実施については、総務省「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」に基づきまして、区の運用環境等を考慮し独自に作成しましたチェックリストを用いて行っていきます。説明は以上です。</p>
会長	<p>ただいまの説明について御質問のある方、ございますか。</p> <p>特にないようでしたら、本件については了承とさせていただきます。事務局のほうで何かほかにありますか。</p>
情報・行革担当部長	<p>前回の審議会でも御案内したところですが、現在の委員の皆様方の任期は、令和元年6月30日までとなっています。2年間にわたりまして、熱心に御審議をいただき、ありがとうございました。後任の委員の方につきましては、現在、各推薦団体に推薦依頼をしているところです。今期最後の審議会ですので、恐縮ですが、会長より一言頂ければと存じます。</p>
会長	<p>6月末で任期満了ということですので、次回は7月ということで、この任期の最後の会ということになりました。始まったときには平成だったのですが、今は新年号の令和となりました。何となくまだ耳慣れない部分はありますけれども、裁判では年号を使うというのが法律上決まっています、中には西暦表示で文書化される方はありますけれども、原則的には年号を使って出すということになっております。そういう意味からすると、我々の仕事の上では、令和</p>

	<p>というのはしょっちゅう使わなければいけないということになっています。2年間、いろいろ御協力いただきまして、誠にありがとうございました。次に私が出てくるかどうか分かりませんが、また、よろしく願いいたします。事務局のほうで、何かほかにございますか。</p>
情報政策課長	<p>確定版の会議録につきまして、事務局からお配りさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>次回の審議会の日程ですが、委員の皆様の改選等もございますので、7月の最終週、7月29日月曜日、30日火曜日、31日水曜日のいずれかの日の14時からにしたいと存じます。決まりましたら改めて御連絡をさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。</p>
会長	<p>ただいまありましたように、改選ということが控えておりますが、7月の最終の週で、29日月曜日、30日火曜日、31日水曜日のいずれかの日の午後2時からとしたいと思ひますので、皆様、よろしく願いいたします。それでは、以上で、令和元年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了とさせていただきます。本日は御協力いただきまして、ありがとうございました。</p>